

教育教
令和4年4月15日

各 学 部 長 殿
各 研 究 科 長 殿

教 育 学 部 長
(公印省略)

令和4年度における教育実習の実施にあたっての留意事項について（通知）

このことについて、貴部局の教育実習生に対し、添付のとおり周知くださいますようお願いいたします。

また、貴部局の教育実習生より実習期間変更等の連絡または相談があった場合には、速やかに教育学部教務係へご連絡ください。

令和4年度教育実習生 各位

令和4年度教育実習における新型コロナウイルス感染症対策に係る留意事項について

新型コロナウイルス感染症に収束の兆しは見え、感染予防対策の徹底が求められているところですので、令和4年度教育実習の実施にあたっては、下記事項に留意願います。

なお、実習校より教育実習の実施期間等について変更の連絡があった場合には、早急に所属部局の教務係にお申し出ください。

記

- (1) 教育実習の実施2週間前から実習期間中および実習終了後2週間は、毎朝の検温及び体調の確認を行うこと。
(健康観察票 https://www.bureau.tohoku.ac.jp/covid19BCP/pdf/condition/checklist_jp.pdf を活用してください) また感染リスクの高い場所へ行く機会を減らすこと。
- (2) 教育実習中は、上記(1)の健康観察、手洗いや咳エチケットなどの基本的な感染症対策を徹底し、マスクは常時装着すること。
- (3) 家族等の感染が確認されるなど、濃厚接触者に特定された場合には、感染者と最後に濃厚接触した日から起算して2週間は教育実習への参加を見送ることになるため、所属部局の教務係に早急に連絡を入れること。
- (4) 教育実習期間中は、実習校における感染症対策の指示に従い、発熱等の風邪症状やその他体調不良がみられる場合には、実習校と相談のうえ、生徒等との接触は絶対に避け、自宅で休養すること。
- (5) 教育実習先で、急遽、教育実習を中止せざるを得ない状況になった場合及び教育実習終了後に感染が判明した場合には、所属部局の教務係に早急に連絡を入れ、指示を受けること。
- (6) 東北大学新型コロナウイルスBCP対応ガイド (TUBCP) <https://www.bureau.tohoku.ac.jp/covid19BCP/index.html> 中にある学生活動ガイドラインを常に確認し、最新レベル毎の行動指針を確認すること。
- (7) 学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル～「学校の新しい生活様式」～(2022.4.1 ver.8) https://www.mext.go.jp/a_menu/coronavirus/mext_00029.html を確認し、学校における感染症対策の取組について十分な理解を図ること。また、マニュアルについては常に最新版が出ていないか当該サイトをチェックすること。

令和4年4月15日

教育学部長